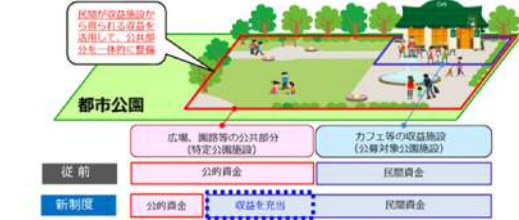


1. 民間活力導入により期待すること

- ◆民間事業者の優良なノウハウと公共施設である利点を活かしたスポーツツーリズムの展開
- ◆公園の質と利用者の利便性向上、地域への還元・貢献
- ◆事業者と各ステークホルダーが一体となった都心・矢作川、スタジアムとの連携強化
- ◆行政主導の事業手法から転換したパークマネジメント

2. 事業スキーム

■P-PFIのイメージ



■公園全体の整備・運営体制のイメージ図



3. 費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設 (提案がある場合に限る)
設計・施工	実施主体	認定計画提出者		
	費用負担	認定計画提出者	豊田市及び認定計画提出者	認定計画提出者
	位置づけ	認定計画提出者が行政財産目的外使用許可（公園開設後は設置許可）を受けて整備	認定計画提出者が行政財産目的外使用許可を受けて整備し、公園施設整備・譲渡契約により豊田市へ譲渡	認定計画提出者が行政財産目的外使用許可（公園開設後は占用許可）を受けて整備
管理・運営	実施主体	認定計画提出者		
	費用負担	認定計画提出者	豊田市及び認定計画提出者	認定計画提出者
	位置付け	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて維持管理・運営	認定計画提出者が指定管理者として維持管理・運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて維持管理・運営

※公園開設前の行政財産目的外使用料は免除

4. 主な公募条件

		内容
施設要件	応募者要件	法人又は法人のグループ（共同企業体）
	公募対象公園施設（民間施設）	賑わい創出及び公園施設利用者の利便の向上に資する施設（民間収益施設） 例：飲食店等の便益施設、クラブハウス、人工芝グラウンド用夜間照明、プレー録画用カメラなど ＜整備及び管理運営に関する費用＞ 事業者負担 ＜設置許可使用料（事業者→市）＞ 1,000円以上/㎡・年で事業者提案
	特定公園施設（公共施設）	【必須】人工芝グラウンド+防球ネット 2面、駐車場（大型5台以上、小型180台以上）、トイレ、園路、照明、植栽、豪雨時の湛水機能 【任意】先行整備区域の魅力・価値を高める施設 （ウォームアップスペース、観客席など） ※設計施工は事業者負担で実施、完成後市が下記負担額を支払い、施設を取得 ＜特定公園施設整備負担額（市→事業者）＞ 上限9.5億円（税込） とし、事業者提案による額（ただし、整備に要する費用の9割未満） ＜指定管理料（市→事業者）＞ 上限2,670万円/年（税込） とし、事業者提案による額（うち修繕料140万円、減免補填金500万円をあらかじめ含む※1） ＜施設利用料（利用者→事業者）＞ 人工芝グラウンド：事業者提案による額（分割利用の料金提案も可） 駐車場：事業者提案による額（普通車、バスの個人利用の料金） ※ただし、駐車場を一括で利用する専用利用の料金は市で決定
	利便増進施設（任意提案）	地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔等を占用物件として設置できる（面積により占用許可使用料が発生、広告料収入を特定公園施設の管理運営に充当）
休園日・開園時間		事業者提案による（都市公園や公共施設としての機能、幅広い利用者へのサービス提供に配慮）
人工芝広場の優先利用（有償）		①市の利用：年間10日程度 ②指定管理者の利用：スポーツ振興や地域振興を目的とした自主事業利用（スクール、イベント等） ③大規模大会等開催の利用：大会開催者、事業者、市と協議の上利用
その他		・ スポーツツーリズム、都心・矢作川・スタジアムとの連携などの自主事業の実施提案 ・事業者とステークホルダーが一体となって パーク及びエリアマネジメントを行う取組提案 ・住民の利便増進、事業者収益確保を目的に、 提案によりグラウンドに公告掲出・表示が可能※2 （面積により使用料が発生、広告料収入を特定公園施設の管理運営に充当） ・市民活動団体等による公園での活動の場の提供や公園運営の担い手発掘等への協力 ・ 地元事業者との連携など地域経済への貢献への配慮 ・事業期間中（20年）に生じる 人工芝の張替1回は豊田市負担 ・開園後、継続的にモニタリングを実施（指定管理水準の確保） ・特定公園施設（人工芝グラウンド等）に認定計画提出者の名称等を付与可能（市の承認要）

※1 指定管理料対象範囲で発生する修繕、利用料金の減免制度による事業者の収益減少の各実績に応じて、毎年度精算
※2 事業者から有用な提案があれば、可能となるよう関係条例の改正を予定（議会での可決が条件）

5. 事業期間

